

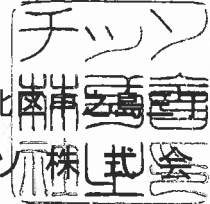
平成22年6月4日

環境大臣 小沢 鋭 仁 殿

大阪市北区中崎西3番23号

申請者 チ ッ ソ 株 式 会 社

代表取締役会長 後 藤 舜 吉



特定事業者指定申請書

当社は、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成21年法律第81号）第8条の規定に基づき、同法第4章の規定等の適用を受ける者として指定していただきたく、別紙資料を添付し申請いたします。

【 別紙資料 】

当社の現状について

1. 会社概要

当社の創業は、明治39年に、鹿児島県に曾木電気株式会社を設立し、川内川の豊富な水量を利用した曾木発電所からの電気を鉾山に供給したことに始まります。明治41年、日本窒素肥料株式会社と社名変更し、熊本県水俣村（現水俣市）に水俣工場を建設し、曾木発電所からの電気と天草の石灰石により、カーバイドや石灰窒素を製造する肥料事業を開始しました。

その後も南九州各地に自家水力発電所を建設し、水俣工場を中心に、石灰窒素を原料に化学肥料である硫安の製造に着手しました。大正10年には、空気中の窒素から直接アンモニアを合成するカザレー式アンモニア合成法の技術を導入し、世界で初めてその工業化に成功しました。この技術により、硫安の生産性が格段に向上したほか、化学肥料製造には不要になったカーバイドを利用して、工業薬品、合成樹脂、合成繊維などを製造する電気化学メーカーとして順調な発展を遂げました。

昭和に入り、事業の拡大を目指し朝鮮半島に進出し、水力発電、化学肥料、工業薬品、油脂、火薬、金属精錬などを行うコンビナートを建設しました。昭和20年の敗戦によりすべての在外資産を失った当社は、戦災を受けた宮崎県の延岡工場と水俣工場を残すのみとなりましたが、戦後の食糧不足を一刻も早く解消するために、その年の10月、廃墟に近い状態であった水俣工場を復旧し、全国のトップをきって硫安の製造を開始するという立直りを見せました。

昭和25年、企業再建整備法により、新日本窒素肥料株式会社を設立し、以後、水俣工場で次々に増強・合理化工事を実施しました。昭和33年には千葉県野田市にチッソ電子化学株式会社野田工場を建設し、日本で初めて半導体用途の超高純度金属シリコンの分野を開拓しました。昭和37年には、チッソ石油化学株式会社を設立して石油化学工業への進出を図り、千葉縣市原市に五井工場を建設し、合成樹脂、工業薬品などの製造を開始しました。また、昭和38年にはチッソポリプロ繊維株式会社を設立し、滋賀県守山市に守山工場を建設し、石油化学から得られる合成樹脂を原料とした合成繊維の製造を開始しました。

当社の事業は、日本窒素肥料の時代から化学肥料を中心としておりましたが、

電気化学から石油化学へと業容が変化したことにより、昭和４０年にチッソ株式会社と社名を変更しました。昭和４５年から昭和６０年にかけては、高性能製品や液晶などの情報関連材料への進出を図り、特に液晶事業は、ドイツのメルク社と世界シェアを二分するほどに成長しています。

このように事業を遂行する過程において、遺憾ながら当社の工場排水により水俣病を惹起させてしまいました。昭和３１年の水俣病患者公式発見以来、水俣病の原因物質として諸説が発表され、原因究明までには１２年の歳月を要しました。この間、当社は原因究明のため大学の研究機関に協力するとともに、独自の研究や設備の改善に努めましたが、被害を食い止めるには至らず、患者および地域の皆様に多大なご苦勞、ご迷惑をおかけしたことは痛恨の極みであります。患者の方への補償に関しては、処分可能な資産は全て補償にあてるとともに、公的融資等各方面からのご支援を得ながら最重要事項として取組み、水俣湾の環境復元事業などの環境問題にも取組んでまいりました。

水力発電所の建設に始まった当社は、総合化学工業メーカーとして、化学肥料、工業薬品、シリコン、合成繊維、合成樹脂、液晶材料など多岐にわたる製品を世の中のニーズに合わせて提供してまいりました。

今後も、主力である液晶事業をはじめとして、水俣製造所（水俣工場を名称変更）に主軸を置き、既存事業の発展を目指すとともに、情報と環境２つの次世代テーマを核に、社会の進歩に貢献するべく、社会から要求される材料を提供してまいります。

＜チッソグループ（連結）＞ 平成２２年３月末現在

創 業	１９０６年（明治３９年）
資 本 金	７８億円
従業員数	合計３，０４５人（７８０人）

注：（ ）内は水俣地区従業員数 内訳も同様

内訳）チッソ(株)	７９９人（４８５人）
主要子会社：チッソ石油化学(株)	６２２人（ ０人）
チッソポリプロ繊維(株)	１４２人（ ０人）
サンエレクトロニクス(株)	１４２人（１４２人）
九州化学工業(株)	２１人（ ０人）
チッソファインテクノ(株)	５６人（ ０人）

	その他の関係会社	1,263人(153人)
売上高	2,612億円	
事業内訳	機能材料	1,099億円(42%)
	化学品	693億円(26%)
	加工品	488億円(19%)
	その他	331億円(13%)
事業内容	機能材料	液晶テレビなどの表示に使用される関連材料、 その他情報家電製品材料
	化学品	合成樹脂、溶剤等
	加工品	肥料、複合繊維、不織布等
	その他	商事部門、エンジニアリング部門
主な事業所	本社	東京都
	国内	水俣市、市原市、守山市、北九州市 (北九州市：九州化学工業(株)、チッソファインテクノ(株))
	海外	中国、韓国、台湾、米国(すべて子会社)

【ご参考】過去3年の従業員数推移 ()内は水俣地区従業員数 単位：人

	平成22年3月末		平成21年3月末		平成20年3月末	
チッソ(株)	799	(485)	796	(491)	762	(462)
チッソ石油化学(株)	622	(0)	609	(0)	587	(0)
チッソポリプロ繊維(株)	142	(0)	142	(0)	137	(0)
サンエレクトロニクス(株)	142	(142)	142	(142)	146	(146)
九州化学工業(株)	21	(0)	15	(0)	14	(0)
チッソファインテクノ(株)	56	(0)	55	(0)	57	(0)
その他の関係会社	1,263	(153)	1,182	(176)	1,059	(189)
合 計	3,045	(780)	2,941	(809)	2,762	(797)

【ご参考】過去３年の売上高、構成比推移

単位：億円（％）

	平成２２年３月末		平成２１年３月末		平成２０年３月末	
機能材料	1,099	(42)	742	(30)	770	(29)
化 学 品	693	(26)	928	(37)	1,117	(41)
加 工 品	489	(19)	469	(19)	372	(14)
そ の 他	331	(13)	353	(14)	438	(16)
合 計	2,612	(100)	2,492	(100)	2,697	(100)

２．これまでの公的支援について

昭和３１年に水俣病患者が確認され、昭和４８年に現状の補償協定を認定患者の方と結び、今日まで補償を継続しております。このほか、漁業関係者等地域への補償や熊本県の環境復元事業など、水俣病に係る問題の解決に取り組んでまいりました。これらの取組みの実施にあたり、国、熊本県他よりのご支援をいただいております。

１）水俣病認定患者の方への補償

現在の水俣病認定患者の方に対する補償は、昭和４８年３月のいわゆる「水俣病第一次訴訟」の判決後に、それまでの補償の内容を見直し、認定患者団体との間に新たに締結された協定（団体に属さない方とは個人協定）に基づいて行われてきたもので、これまでに平成２２年３月末現在で合計１，４４７億円をお支払いしております。

この補償金の支払いに際し、昭和５３年６月２０日閣議了解「水俣病対策について」に基づく金融支援措置として、熊本県より昭和５３年１２月以降平成１２年６月までに総額８９６億円の資金をご融資いただいております。その残高は、平成２２年３月末現在で７９２億円となっております。

２）水俣湾環境復元事業

水俣病の原因物質である有機水銀が含まれる水俣湾の堆積汚泥を早急にかも安全に処理して水俣湾の環境を復元し、住民の健康保護に資するため、昭和５０年６月、熊本県により公害防止事業として水俣湾堆積汚泥処理計画並びに監視基本計画が策定されました。

当社は、水俣湾堆積汚泥処理事業総額１９３億円の内、１２６億円を負担（いずれも当初金額。最終確定総額４８０億円、当社負担額３０５億円）し、その負担額について、熊本県より分割納付を認めていただきました。その残高は、平成２２年３月末現在で２０９億円となっております。

３）平成６年の支援措置

平成６年９月１３日閣議了解「水俣病対策について」に基づき、水俣・芦北地域の振興に係る事業を実施するため、熊本県が設立した財団法人水俣・芦北地域振興基金（現：財団法人水俣・芦北地域振興財団）より、当社は、水俣製造所における設備投資資金として、総額１００億円のご融資をいただいております、その残高は、平成２２年３月末現在で８６億円となっております。

４）平成７年における紛争解決

水俣病第一次訴訟の判決後も、訴訟や自主交渉により、水俣病による被害の救済を求める方々との紛争が継続しておりましたが、平成６年に成立した村山連立内閣により、訴訟を含め水俣病に係る紛争を将来に向かって全面的に解決するという方針が示され、平成７年９月に与党三党（自由民主党、日本社会党、新党さきがけ）合意の「水俣病問題の解決について」として解決案がまとめられました。

当社は、この解決案を受け入れ、対象者に対して一時金及び団体への加算金を支払うことになり、平成７年１２月１５日閣議了解「水俣病対策について」に基づき、行政当局と一緒にあって地域住民の皆様呼びかけた結果、一時金対象者は１０,３０５名に上り、団体加算金と併せ、３１７億円を支払いました。その原資については、熊本県が設立した財団法人水俣病問題解決支援財団（現：財団法人水俣・芦北地域振興財団）より全額ご融資をいただいております。

５）平成１２年における支援措置

平成１２年２月８日閣議了解「平成１２年度以降におけるチッソ株式会社に対する支援措置について」に基づき、当社が事業で得た利益の中から補償を行うことを支援するため、それまでの県債方式を廃止するとともに、

既往債務についての新たな措置が決定されました。その内容は、これまで熊本県及び同県が設立した財団法人からの借入金等上記 1) 2) 及び 3) の返済は、一定の算式により、当社の返済可能額を算定し毎年返済していくというものであります。当社は、借入時の返済計画に基づく年間返済額に不足する額の 8 割を支払猶予していただき、残り 2 割に相当する額は熊本県が発行する特別な県債により調達された資金を新たにお借入し、当社の返済可能額と併せ年間返済額に充てております。また、4) の借入金の内、270 億円について返済を免除する措置をいただいております、その結果、同融資の残高は、平成 22 年 3 月末現在で 47 億円となっております。

以上により、平成 22 年 3 月末の公的支援等の残高は、5) に記載した支払猶予をいただいている金利 61 億円及び特別な県債 145 億円を併せ、1,341 億円となっております。

【ご参考】過去 5 年の公的支援残高の推移

単位：億円

年（3 月末）	平成 22 年	平成 21 年	平成 20 年	平成 19 年	平成 18 年
1) 患者補償金融資	792	804	824	838	842
2) 公害防止事業負担金	209	213	213	220	222
3) 設備投資資金金融資	86	86	86	86	86
4) 一時金融資	47	47	47	47	47
金利支払猶予	61	61	56	56	56
特別な県債	145	134	124	114	100
合 計	1,341	1,345	1,350	1,361	1,353

注) 合計額は実質の数値を記載した。平成 22 年は各項目を合計すると 1,340 億円となるが、その差は四捨五入差である

【ご参考】過去 5 年の公的債務元利償還額の推移

単位：億円

年（3 月末）	平成 22 年	平成 21 年	平成 20 年	平成 19 年	平成 18 年
元本	5	20	12	0	0
利子	18	6	23	16	10
合計	23	26	35	16	10

3. 当社の財政状況について

当社は、2. に記載のとおり、これまでの水俣病関連の取組みによる損失が多額に上るため、平成22年3月末現在の貸借対照表において、資産合計額1,276億円に対し、負債合計額2,490億円であり、純資産合計がマイナス1,214億円と大幅な債務超過の状態にあります。

さらに、当社の所有する固定資産価額は、貸借対照表において、平成21年3月末の320億円から平成22年3月末の334億円と微増であるので、平成21年3月末の資産含み益（土地：130億円、有価証券：410億円）を平成22年3月末の資産含み益とみなしても大差ないと見込まれます。したがって、貸借対照表に表れない資産を加味しても債務超過の状態は変わらず、当社の総資産によって債務完済はできない状況となっております。

また、当社は、昭和48年以来、金融機関から返済猶予として金融特別措置を受けている融資残高408億円を含む借入金残高438億円に対し、保有する土地、建物、構築物、機械装置等の資産のうち、298億円を担保として差入れております。仮に、担保として差入れをしていない固定資産を加えても、担保として差入れることができる総額は334億円であるため、金融機関等からの新たな借入を実現することができておりません。

このような財政状況の中で、当社は、「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」（以下、「特措法」という。）第5条第3項に基づき、平成22年4月16日閣議決定「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針」のうち、一時金の支給に関する部分について環境大臣から同意を要請され、同日付にて同意する旨を回答いたしました。また、同日付の閣議了解で当社が支払う一時金に係る支援措置をお決めいただきました。しかしながら、現状において、既述のとおり当社は大幅な債務超過であることから、一時金を負担することによって債務が増加することは、さらなる債務超過の拡大につながります。このため、一時金の支給および認定患者の方への補償継続を確実なものとするために、特措法に基づく事業再編が必要であると考えております。

【ご参考】過去5年の資産、負債、純資産の推移

単位：億円

年度	平成 21 年	平成 20 年	平成 19 年	平成 18 年	平成 17 年
資産合計額	1,276	1,017	1,259	1,222	1,169
負債合計額	2,490	2,297	2,558	2,571	2,557
純資産合計	▲1,214	▲1,280	▲1,299	▲1,349	▲1,388

4. 一時金の確実な支給や補償を将来にわたり確保するために必要な施策について

水俣病問題の解決においては、当社が、認定患者の方への将来にわたる補償を完遂すること、救済を求めている方への一時金支給を確実にすること、水俣病発生地域の振興に貢献することが、いずれも不可欠であります。

現在、既述のように、様々なご支援をいただき、ようやく連結経常利益で220億円ほどを計上できるまでになりましたが、公的債務を完済するまでには、未だ数十年を要します。また、金融機関から返済を猶予していただいている元本408億円は、昭和53年6月20日の閣議了解「水俣病対策について」に基づき、既往の公的債務返済が終了してから返済することとなっており、さらに、今次一時金に係る資金をご融資いただいた場合、すべての債務の完済には、一層、長期間を要することになります。

このように、長期にわたる負債をかかえた状態では、昨年の世界不況のような大きな波が到来した場合、当然、当社は最大限の自助努力をしてまいり所存ですが、必然的に起こりうる業績の低減から、当社が水俣病問題に対する責任を果たすことに支障が生じる懸念があります。経済情勢の悪化から企業の業績が低減することは、過去にも例があり、当社も平成4年度の経常利益が前年の62億円から15億円に減少（75%）、平成20年度においても経常利益が前年の119億円から76億円に減少（35%）しております。このような経験から、今後も外的要因の影響を受け、利益の確保が困難となる可能性は否定できません。

このため、今後、いかなる経済情勢下においても、認定患者の方への将来にわたる補償の完遂と救済を求めている方への確実な一時金の支給及び水俣病発生地域の振興に貢献することを同時に果たすための手段として、特措法に基づく事業再編が必要であると考えております。

認定患者の方への将来にわたる補償については、現在、継続補償の対象となっている５７３名の方の平均年齢が７５才であり、年間補償額は、約２３億円となっています。過去１０年の平均は約２６億円、５年では約２４億円となっており、年々減少の傾向ですが、高齢化が進むに連れて、医療費が高額になることが予想されます。仮に、今後２０年程このような補償が継続するとすれば、約５００億円程度の資金が必要となります。

事業再編を実施することにより、税務上、当社の事業価値を営業権として計上し、事業会社はその営業権を償却することが可能となり、それにより生ずる資金をもって、一時金の支給及び認定患者の方への将来にわたる補償を確実なものとする可以考虑。また、取引の活性化、人材確保や企業信用が高まるなど、競争力が強化され、経営の安定につながると考えます。事業会社の経営が安定することによって、水俣地域の経済の発展に大きな役割を果たすことができます。

【ご参考】過去１０年の継続補償対象者数と補償金額の推移

年度（平成）	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12
期末対象者（人）	573	594	620	649	688	713	748	774	810	837
補償金（億円）	23.0	22.6	24.2	24.9	24.9	26.2	27.0	26.9	27.9	28.9
補償金 ５年平均	23.9 億円									
補償金 10 年平均	25.7 億円									

５．まとめ

当社は、今日まで補償を継続しながら培ってきた認定患者の方との信頼関係を維持、強化しつつ、これらの方が、将来の生活に関する不安を解消し、安心して暮らしていくことができるように、血の通った補償を行ってまいり所存であります。そのために、最大限の企業努力を行い、利益の確保に努めてまいりますが、水俣病問題を解決するためには、特措法第８条により特定事業者の指定を受け、特措法に基づく経営形態の見直し等の諸施策を実施することが、当社の責任を確実に果たしていくために必要であると思料いたします。

以上